

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続きが円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

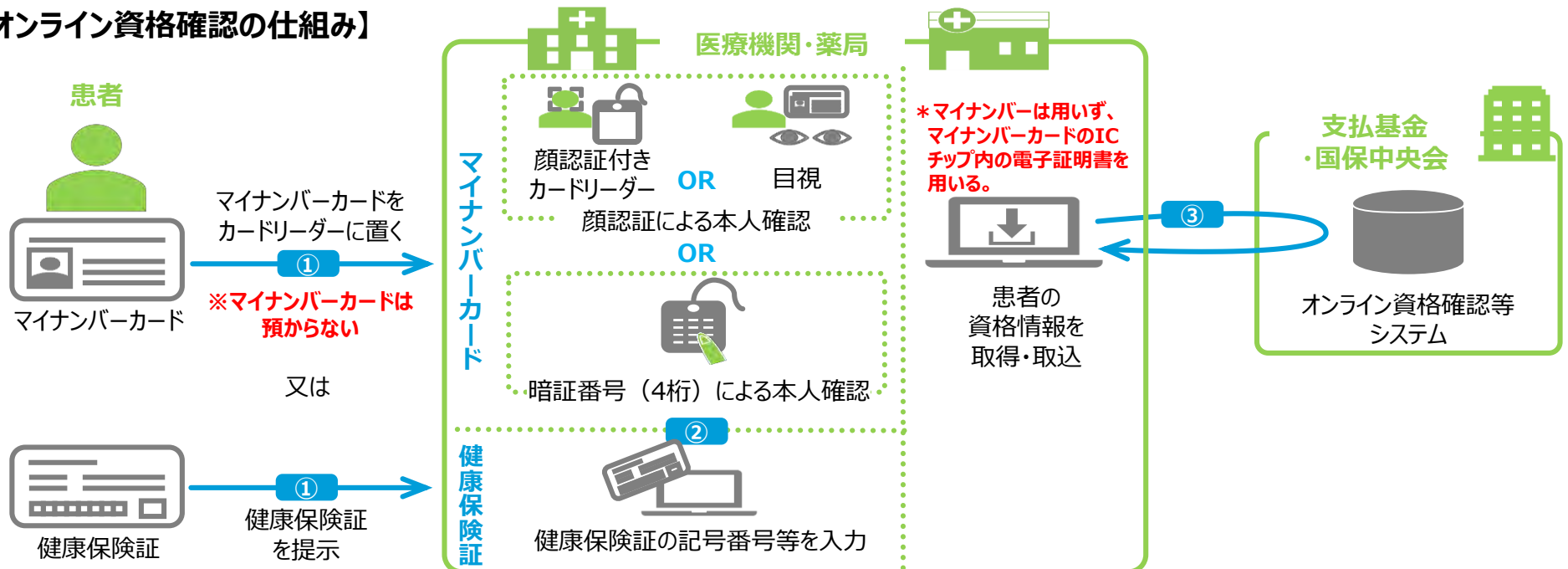
また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）のメリット

- **令和3年3月から**、「オンライン資格確認等システム」を導入した医療機関・薬局において、**マイナンバーカードを保険証として利用できる**ようになります。
- 患者の方にとっては、以下のメリットがあります。
 - ・ 医療費の支払いが一時的に多額になる場合でも、手続きなく、**窓口での限度額以上の支払いが不要**となります。
 - ・ マイナンバーカードを用いて、**特定健診等情報、医療費通知情報、薬剤情報を閲覧**することができるようになります。また、本人が同意をすれば、医療関係者と共有することで、**より良い医療を受けることができる**ようになります。
- ・ 保険証利用の申込は生涯1回のみで、**就職や転職しても、マイナンバーカードで受診**できます。※医療保険者への加入手続きは必要です。
- 事業主の方にとっては、医療保険の運営者である保険者として、以下のメリットがあります。
 - ・ **資格喪失後の失効した健康保険証の使用が抑制**されます。
 - ・ 資格喪失後の健康保険証の使用や被保険者番号の誤記による**過誤請求の事務処理負担が減少**します。
 - ・ 各種認定証等の申請にかかる**事務手続きや認定証等の発行が減少**します。

【オンライン資格確認の仕組み】



患者の方から見た「オンライン資格確認」のメリット

窓口での限度額を超える医療費の
一時支払いが不要になります

オンライン資格確認導入後



データに基づく診療・薬の
処方が受けられます



自分の体についてのデータを見たうえで
診察・薬の処方をしてもらえることで、
より良い医療が受けられる



旅行先や災害時でも、
薬の情報等が連携される



薬や特定健診の情報がマイナポータルで
一覧で閲覧できます



マイナポータルからe-Taxに連携し、
確定申告が簡単になります



医療費の領収書を管理しなくとも、
マイナポータルで医療費通知情報を管理可能



マイナポータルからe-Taxに情報連携できる
から、オンラインで完結！

